

農業復旧対策事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1 大雪、大雨、強風等の自然災害（以下「災害」という。）により、ビニールハウス等農業生産施設が倒壊するなど、本県農業の生産基盤に甚大な影響を及ぼす被害の発生が懸念されている。

このため、被災した農業生産施設（非共同利用施設）等の早期復旧を図り、農業者の生産活動が早期に再開されるよう市町村が実施する農業復旧対策に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象地域)

第2 本補助金交付の対象地域は、島根県地域防災計画及び農畜産業に関する気象災害対策実施要領に基づく被害報告のあった市町村とする。

(補助金の対象となる災害)

第3 この補助金の対象となる災害は、災害の都度、農業生産施設等の被害状況や本県農業振興への影響等を勘案し、別途決定する。

(補助金の対象となる期間)

第4 事業目的が農業基盤の早期復旧であることから、被災した日から原則として1年を経過する日までに竣工する施設等について補助を行うこととする。

(補助対象事業等)

第5 補助金の補助対象事業、事業実施主体、採択基準、補助率等は次表のとおりとする。

区 分	事業実施主体	採択基準等	補助率	補助事業者
1 小規模土地 基盤整備 (1)施設の撤去 (2)果樹植栽	次の①②のいずれかとして市町村長が認めた者 ①農業者（ただし自給的農家（面積30a未満かつ販売金額50万円未満の農家）を除く） ②農業者が組織する団体	1 生産施設 全半壊したビニールハウス等とする。 ただし、被覆資材は除くものとする。 2 附帯施設 ビニールハウス等及び畜舎に附帯したもので稼働不可能となったものとする。 3 果樹植栽 施設整備に伴うものに限る。 4 下限事業費 400千円とする。	市町村が負担する補助金額と同額以内を県が市町村に補助する。 ただし、県補助金額は補助対象事業費の1/3を上限とする。	市町村
2 施設整備 (1)ビニールハウス等（被災施設への補強を含む） (2)果樹棚 (3)附帯施設				
3 農業用機械整備				

2 算出された交付額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6 市町村長が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、補助金交付申請書(様式第1号)に事業実施計画総括表(様式第2号)を添付し、事業実施計画承認申請書(別記様式第1号)と併せ、所轄の隠岐支庁若しくは各農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとする。

2 この事業を実施しようとする者(以下「事業実施主体」という。)は、事業実施計画承認申請書(別記様式第1号)に事業実施計画書(別記様式第2号)を添付し、事業実施地区の市町村長に提出するものとする。

3 市町村長は、第1項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第7 市町村長が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書(様式第3号)を隠岐支庁若しくは各農林水産振興センターを経由して知事に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助事業の施工箇所の変更
- (4) 補助金を増額する場合又は20パーセントを超えて減額する場合
- (5) 事業内容の主要な部分に関する変更

2 事業実施主体は前項の変更を行おうとするときには、事業実施計画変更承認申請書(別記様式第1号)を市町村長に提出しなければならない。

(状況報告)

第8 市町村長は、事業実施主体ごとに復旧事業が着工されたときは着工届(様式第4号)を、復旧工事が竣工したときは竣工届(様式第5号)を速やかに知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、遂行状況報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9 事業実施主体は、事業実績報告書(別記様式3号)を事業完了後速やかに、市町村長に報告するものとする。

2 前項の報告を受け、市町村長が規則第10条の規定により実績報告を行う時は、補助金実績報告書(様式第7号)を、隠岐支庁若しくは各農林水産振興センターを経由して知事に提出するものとし、その提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日とする。

3 市町村長は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の支出)

第 10 県は、検査を終了した後、補助金実績報告書を受理し、受理したその日から 4 5 日以内に補助金を支出しなければならない。

(概算払)

第 11 市町村長は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書(様式第 8 号)を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の請求書の提出があった場合において、補助金の交付の目的を達成するため概算払をすることが適当であると認めるときは、概算払をするものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第 12 知事は、第 3 の 2 ただし書きの規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 市町村長は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書(様式第 9 号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存)

第 13 補助事業を実施するにあたっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第 10 号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 14 本事業により復旧した施設等の処分制限期間について、規則第 13 条第 2 項で知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)で規定する耐用年数に相当する期間とする。

(その他)

第 15 この補助金を交付する事業を実施するにあたり必要な事項は、原則として別紙「実施基準」によるものとし、それ以外に必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則(平成 25 年 3 月 25 日農畜第 1684 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 1 月 24 日農畜第 1264 号)

この要綱は、平成 26 年 1 月 24 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 4 日農園第 860 号)

1 この要綱は、平成 28 年 2 月 4 日から施行する。

2 改正後の要綱が対象とする災害は、平成 28 年 1 月 18 日からの大雪による災害からとする。

附 則(平成29年2月28日農園第1046号)

- 1 この要綱は、平成29年2月28日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規程は、平成29年1月22日からの大雪等による災害から適用する

附 則(平成30年7月25日農園第513号)

- 1 この要綱は、平成30年7月25日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規程は、平成30年7月5日からの大雨等による災害から適用する

附 則(平成31年2月28日農園第1223号)

- 1 この要綱は、平成31年2月28日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規程は、平成30年1月10日からの大雪等による災害から適用する

附 則(令和3年7月1日農畜第460号)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規程は、令和3年7月1日からの大雨等による災害から適用する

附 則(令和4年2月15日農畜第1298号)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規程は、令和4年4月1日からの大雨等による災害から適用する